（被保険者の住所変更の届出）

第二十八条の二　（略）

2　第二十四条第四項及び第五項の規定は、前項の届出について準用する。

（被保険者の資格喪失の届出）

第二十九条　法第四十八条の規定による被保険者の資格の喪失に関する届出は、当該事実があった日から五日以内に、様式第八号又は様式第八号の二による健康保険被保険者資格喪失届を機構又は健康保険組合（様式第八号の二によるものである場合にあっては、機構）に提出することによって行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したときは、個人番号又は基礎年金番号を付記しなければならない。

2　前項の規定により機構に提出する届書（様式第八号の二によるものに限る。）は、所轄公共職業安定所長を経由して提出することができる。

3　第二十四条第四項及び第五項の規定は、第一項の届出について準用する。

（事業主の氏名等の変更の届出）

第三十条　事業主は、その氏名若しくは名称若しくは住所、事業所の名称若しくは所在地、第十九条第一項第三号に掲げる事項又は同項第四号に掲げる事項に変更があったときは、五日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者の事業主であるときは、当該届書にその旨を付記しなければならない。

一・二　（略）

（法第二百四条第一項第二十一号の厚生労働省令で定める権限）

第百五十八条の三　法第二百四条第一項第二十一号の厚生労働省令で定める権限は、次の各号に掲げる権限とする。

一～三　（略）

四　第十九条第一項の規定による届書の受理

五　第二十条第一項の規定による届書及び当該届書に添付された書類の受理

六～四十　（略）

（事業所の適用情報等の公表）

第百五十九条の十　厚生労働大臣は、第十九条第一項の規定による届書を提出した事業主及び法第三十一条第一項の規定による認可を受けた事業主の事業所（協会が管掌する健康保険の適用事業所に限る。次項において同じ。）に係る次の各号に掲げる事項（第二十三条の二若しくは第三十条の規定による届出又は第二十三条の三第一項の規定による申出があったときは、当該各号に掲げる事項であって、当該届出又は申出に係る変更後のもの）をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表することができる。

一～七　（略）

2　（略）

（被保険者の住所変更の届出）

第二十八条の二　（略）

2　第二十四条第三項及び第四項の規定は、前項の届出について準用する。

（被保険者の資格喪失の届出）

第二十九条　法第四十八条の規定による被保険者の資格の喪失に関する届出は、当該事実があった日から五日以内に、様式第八号による健康保険被保険者資格喪失届を機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したときは、個人番号又は基礎年金番号を付記しなければならない。

（新設）

2　第二十四条第三項及び第四項の規定は、前項の届出について準用する。

（事業主の氏名等の変更の届出）

第三十条　事業主は、その氏名若しくは名称若しくは住所、事業所の名称若しくは所在地、第十九条第三号に掲げる事項又は同条第四号に掲げる事項に変更があったときは、五日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者の事業主であるときは、当該届書にその旨を付記しなければならない。

一・二　（略）

（法第二百四条第一項第二十一号の厚生労働省令で定める権限）

第百五十八条の三　法第二百四条第一項第二十一号の厚生労働省令で定める権限は、次の各号に掲げる権限とする。

一～三　（略）

四　第十九条の規定による届書の受理

五　第二十条の規定による届書及び当該届書に添付された書類の受理

六～四十　（略）

（事業所の適用情報等の公表）

第百五十九条の十　厚生労働大臣は、第十九条の規定による届書を提出した事業主及び法第三十一条第一項の規定による認可を受けた事業主の事業所（協会が管掌する健康保険の適用事業所に限る。次項において同じ。）に係る次の各号に掲げる事項（第二十三条の二若しくは第三十条の規定による届出又は第二十三条の三第一項の規定による申出があったときは、当該各号に掲げる事項であって、当該届出又は申出に係る変更後のもの）をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表することができる。

一～七　（略）

2　（略）